



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令（環境保全課） 2
- 沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課） 3
- 沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課） 4
- 沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護課） 4
- 新しい公共支援事業嘱託員設置規程（県民生活課） 5
- 民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） 6
- 消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） 7
- 沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） 8
- 沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（平和・男女共同参画課） 8
- 八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（平和・男女共同参画課） 9
- 沖縄県電気・エネルギー対策協議会設置規程の一部を改正する訓令（産業政策課） 9
- 沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令（産業政策課） 9
- 工芸技術指導講師設置規程の一部を改正する訓令（商工振興課） 10
- 沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令（商工振興課） 10
- 沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令（企業立地推進課） 11
- 沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程の一部を改正する訓令（経営金融課） 11
- 沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 12
- 沖縄県求人開拓嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 12
- 沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 12
- 沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 13
- 沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 13
- 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令
（労政能力開発課） 13
- 沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 14
- 沖縄県就業相談員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 14
- 沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 15
- 沖縄県女性就業技術講習講師設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 16
- 沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 16
- 沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 16
- 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程（文化振興課） 17
- 美術品調査嘱託員設置規程（文化振興課） 18
- 美術品保存修復嘱託員設置規程（文化振興課） 19
- 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程（文化振興課） 20
- 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程（文化振興課） 21
- 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課） 22

○ 旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課）	23
○ 沖縄県広域スポーツセンター専任指導者設置規程（スポーツ振興課）	23

訓 令

沖縄県訓令第75号

環 境 生 活 部

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県放射能調査員設置規程（昭和54年沖縄県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 環境放射能汚染調査業務を円滑に実施するため、沖縄県衛生環境研究所に沖縄県放射能調査員（以下「調査員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 調査員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 原子力軍艦の入港に伴う放射能汚染調査研究に関すること。
- (2) 核爆発実験時の放射能汚染調査研究に関すること。
- (3) 環境放射能汚染調査研究に関すること。

2 調査員は、その職務を行うに当たっては、沖縄県衛生環境研究所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けるものとする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第2項中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「2回」を「、2回」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

調査員は、放射能調査測定に関する高度の技術を有する者のうちから知事が委嘱する。

第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（服務）

第7条 調査員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 調査員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 調査員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 調査員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条を削る。

第10条第1号中「第6条」を「第3条」に、「職務の執行」を「職務」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 調査員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

第10条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、調査員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

第11条を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第76号

環 境 生 活 部
福 祉 保 健 部

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令（平成16年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部
福 祉 保 健 部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の適正な処理を確保するため、保健所に沖縄県廃棄物監視指導員（以下「監視指導員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(服務)

第8条 監視指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 監視指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 監視指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 監視指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条を削る。

第10条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第11条とする。

第1号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

第2号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「沖縄県文化環境部長」を「沖縄県環境生活部長」に改める。

第3号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第77号

環 境 生 活 部
福 祉 保 健 部

沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県不法投棄監視員設置規程（平成22年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部
福 祉 保 健 部

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の不法な投棄を防止するための監視指導体制を強化するため、保健所に沖縄県不法投棄監視員（以下「不法投棄監視員」という。）を設置する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条第 2 項中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 号中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第 10 条とする。

第 1 号様式中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

第 2 号様式中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に、「沖縄県文化環境部長」を「沖縄県環境生活部長」に改める。

第 3 号様式中「第 10 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第78号

環 境 生 活 部

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護員設置規程（平成 4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第 1 条中「規定により」の次に「、環境生活部自然保護課に」を加える。

第 8 条を削る。

第 7 条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第 7 条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「沖縄奄美地区自然保護事務所長」を「那覇自然環境事務所長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「2年」を「1年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第4条とする。

第2条中「文化環境部長」を「環境生活部長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(身分)

第2条 保護員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員とする。

本則に次の3条を加える。

(服務)

第9条 保護員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 保護員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 保護員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 保護員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第10条 知事は、保護員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 保護員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、保護員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

第1号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「文化環境部長」を「環境生活部長」に、「第7条」を「第8条」に改める。

第2号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第79号

環 境 生 活 部

新しい公共支援事業嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

新しい公共支援事業嘱託員設置規程

(設置)

第1条 特定非営利活動法人等が活動しやすい環境を整備し、及び公共サービスを実施する主体となることを推進することを目的として、県が行う新しい公共支援事業（以下「支援事業」という。）の円滑かつ適確な実施を図るため、環境生活部県民生活課に新しい公共支援事業嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、環境生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援事業に関する関係機関及び関係者との連絡及び調整に関する業務
- (2) 支援事業に関する相談及び問い合わせに関する業務
- (3) 支援事業の進捗状況の把握、評価及び管理に関する業務
- (4) 支援事業に関する調査並びに情報の収集及び発信に関する業務
- (5) その他県民生活課長が指示する業務

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する業務を行うに必要な知識及び経験を有する者
- (2) その他知事が適当と認める者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、1回に限り更新することができる。

（報酬等）

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 嘱託員の勤務場所は、環境生活部県民生活課とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、県民生活課長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県訓令第80号

環 境 生 活 部

民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

民間非営利活動支援相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 民間非営利活動を支援するため、環境生活部県民生活課に民間非営利活動支援相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

第3条中「文化環境部県民生活課長」を「環境生活部県民生活課長」に改める。

第4条第1項中「相談員は、」の次に「前条に規定する職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから」を加え、同条第3項中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第1項中「文化環境部県民生活課」を「環境生活部県民生活課」に改め、同条第3項中「職員に」を「職員の勤務時間に」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を次のように改める。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第81号

環 境 生 活 部

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令

消費生活専門相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「条例」という。）第29条第1項に規定する消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、沖縄県県民生活センターに消費生活専門相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「更新する」の次に「必要がある」を加え、「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条第3項中「他に」を削り、「職務を」を「職を」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を次のように改める。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第82号

環 境 生 活 部

沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県交通事故相談員設置規程（平成19年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条中「図るため、」の次に「環境生活部県民生活課に」を加える。

第3条中「文化環境部県民生活課長」を「環境生活部県民生活課長」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第2項中「1年」を「、1年」に改め、同条第3項中「更新する」の次に「必要がある」を加え、「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第2項中「16日」を「、16日」に、「県民生活課長」を「、県民生活課長」に改める。

第7条第3項中「他に」を削り、「職務を」を「職を」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を次のように改める。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第83号

環 境 生 活 部

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程（平成8年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条中「行うため、」の次に「資料館に」を加える。

第3条第4号を削る。

第4条第3項中「文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「定めるもののほか、」の次に「嘱託員に関し」を加え、「文化環境部長」を「環境生活部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第84号

環 境 生 活 部

八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

八重山平和祈念館嘱託員設置規程（平成10年沖縄県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 生 活 部

第1条中「行うため、」の次に「八重山平和祈念館に」を加える。

第4条第3項中「文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第7条を次のように改める。

（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「定めるもののほか、」の次に「嘱託員に関し」を加え、「文化環境部長」を「環境生活部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第85号

商 工 労 働 部

沖縄県電気・エネルギー対策協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県電気・エネルギー対策協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県電気・エネルギー対策協議会設置規程（昭和56年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第9条中「観光商工部商工振興課」を「商工労働部産業政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第86号

商 工 労 働 部

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県物産・観光相談員設置規程（平成11年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第5条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第10条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第87号

商 工 労 働 部

工芸技術指導講師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

工芸技術指導講師設置規程の一部を改正する訓令

工芸技術指導講師設置規程（昭和52年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第1条中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、「ため、」の次に「支援センターに」を加える。

第4条第2項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第5条第2項中「商工振興課長」を「商工労働部商工振興課長」に改める。

第6条第1項中「沖縄県観光商工部商工振興課工芸技術支援センター」を「支援センター」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（解嘱）

第8条 知事は、講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 講師として不相当と認められる行為があったとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第88号

商 工 労 働 部

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程（昭和60年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第3条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に改める。

第11条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第89号

総 務 部
商 工 労 働 部

沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県企業誘致推進役設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業誘致推進役設置規程（昭和59年沖縄県訓令第36号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

総 務 部
商 工 労 働 部

第5条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、商工労働部産業政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 企業誘致推進役は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 企業誘致推進役は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 企業誘致推進役は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 4 企業誘致推進役は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条を削る。

第10条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 企業誘致推進役として不適当と認められる行為をしたとき。

第10条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条を第9条とする。

第11条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第90号

商 工 労 働 部

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程（昭和47年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第3条第1項中「もつて」を「もって」に、「観光商工部産業振興統括監」を「商工労働部産業振興統括監」に改める。

第 6 条中「観光商工部経営金融課」を「商工労働部経営金融課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第91号

商 工 労 働 部

沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令

沖縄県労働金庫検査規程（昭和47年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第 3 条第 1 項中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第92号

商 工 労 働 部

沖縄県求人開拓嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県求人開拓嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県求人開拓嘱託員設置規程（平成 7 年沖縄県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第 5 条第 3 項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第10条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第93号

商 工 労 働 部

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員設置規程（平成 9 年沖縄県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、2 回を超えて更新する必要がある場合には、商工労働部産業政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

第 6 条第 3 項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（服務）

第7条 労働相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 労働相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 労働相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 労働相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条中「ほか、」の次に「労働相談員に関し」を加え、「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第94号

商 工 労 働 部

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程（平成15年沖縄県訓令第72号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第5条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第10条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第95号

商 工 労 働 部

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程（平成16年沖縄県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第5条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第10条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第96号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令
沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程（平成16年沖縄県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第5条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 アドバイザー等は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 アドバイザー等は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 アドバイザー等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 アドバイザー等は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第10条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第97号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程（平成18年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第98号

商 工 労 働 部

沖縄県就業相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県就業相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県就業相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第2条中「観光商工部雇用労政課」を「商工労働部労政能力開発課」に改める。

第3条中「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部労政能力開発課長」に、「雇用労政課長」を

「「労政能力開発課長」に改める。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「雇用労政課長」を「労政能力開発課長」に改める。

第6条第3項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 就業相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 就業相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 就業相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 就業相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「でも解職する」を「であっても解雇する」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条中「ほか、」の次に「就業相談員に関し」を加え、「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第99号

商 工 労 働 部

沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程（平成19年沖縄県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第3条を次のように改める。

(職務)

第3条 非常勤講師は、職業能力開発校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 訓練生に対する職業訓練に関すること。

(2) 訓練生に対する生活指導に関すること。

(3) その他校長が命ずること。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 非常勤講師の勤務日数及び勤務時間は次のとおりとし、勤務する日及び1日あたりの勤務時間は校長が別に定める。

(1) 勤務日数は、1年につき220日以内かつ1月につき21日以内とする。

(2) 勤務時間は、1週につき29時間以内とする。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第100号

商 工 労 働 部

沖縄県女性就業技術講習講師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性就業技術講習講師設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県女性就業技術講習講師設置規程（平成20年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第3条中「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部労政能力開発課長」に、「雇用労政課長」を「労政能力開発課長」に改める。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条中「雇用労政課長」を「労政能力開発課長」に改める。

第8条中「でも解職」を「であつても解嘱」に改める。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第101号

商 工 労 働 部

沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程（平成21年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第3条中「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部労政能力開発課長」に改める。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第1項中「観光商工部雇用労政課」を「商工労働部労政能力開発課」に改め、同条第2項中「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部労政能力開発課長」に改める。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第102号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程（平成21年沖縄県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第103号

文化観光スポーツ部

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程

(趣旨)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の館長（以下「館長」という。）を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関しては、この訓令によるものとする。

(任命及び任期)

第2条 館長は、博物館・美術館の管理運営に関し識見及び能力を有する者のうちから知事が任命する。

2 館長の任期は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化観光スポーツ部観光政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第3条 館長の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第4条 館長の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 館長の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

3 館長の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第5条 館長は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 館長は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 館長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 館長は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解任)

第6条 知事は、館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期内であっても解任することができる。

(1) 館長の職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 館長として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 任命の必要がなくなったとき。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、館長を非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第104号

文化観光スポーツ部

美術品調査嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

美術品調査嘱託員設置規程

(設置)

第1条 県が収蔵する美術品等の調査業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品調査嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の調査に関すること。
- (2) 県が収蔵を予定している美術品の調査に関すること。
- (3) その他美術品の調査に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者
 - (2) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化観光スポーツ部観光政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第105号

文化観光スポーツ部

美術品保存修復嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

美術品保存修復嘱託員設置規程

(設置)

第1条 県が収蔵する美術品の保存修復業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品保存修復嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の保存及び修復に関すること。
- (2) 県が収蔵する美術品の保存状態の調査及び管理に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者
- (2) 前号に規定する者と同様以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化観光スポーツ部観光政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要なくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第106号

文化観光スポーツ部

博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の学芸業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館学芸業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の調査、収集及び整理に関すること。
- (2) 資料の保存、修復等に関すること。
- (3) 展示に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者
 - (2) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化観光スポーツ部観光政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第107号

文化観光スポーツ部

博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の教育普及業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館教育普及業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育普及プログラムの調査及び策定に関すること。
- (2) 教育関係機関への学習支援に関すること。
- (3) ボランティア活動に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化観光スポーツ部観光政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に

従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第108号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

文化観光スポーツ部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）の円滑な運営を図るため、大学に沖縄県立芸術大学嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条の見出し中「委嘱」の次に「及び委嘱期間」を加え、同条第3項中「文化環境部文化振興課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条第4項中「場合において」の次に「、大学の学長は、可能な限り」を加え、「第3条及び第7条に規定する一般職の職員の週休日及び休日の出勤は、できるだけ避ける」を「第3条第1項に規定する週休日及び同条例第7条に規定する休日を嘱託員の勤務日として定めない」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「当たって」を「当たって」に改め、同条第3項中「他に」を削り、「また同様」を「、また、同様」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「あつても」を「あつても」に改め、同条第1号中「第4条」を「第3条」に、「怠った」を「怠った」に改め、同条第2号中「前条各項」を「前条」に改め、同条第4号及び第5号中「なつた」を「なつた」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、大学の学長が別に定める。

第10条を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第109号

文化観光スポーツ部

旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

旅券発給業務嘱託員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

文化観光スポーツ部

第2条中「観光商工部交流推進課及び八重山事務所総務課」を「文化観光スポーツ部交流推進課」に改める。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長又は総務部総務私学課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長」に、「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第5条中「観光商工部交流推進課長又は八重山事務所総務課長」を「文化観光スポーツ部交流推進課長」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

嘱託員は、その職務遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第9条中「あつても」を「あつても」に改め、同条第1号中「怠つた」を「怠つた」に改め、同条第4号中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「適しなくなつた」を「適しなくなつた」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第110号

文化観光スポーツ部

沖縄県広域スポーツセンター専任指導者設置規程を次のように定める。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県広域スポーツセンター専任指導者設置規程

(設置)

第1条 地域の住民が生涯にわたってスポーツをすることができる社会の実現を目的として当該地域の住民により主体的に組織され、及び運営される団体（以下「総合型地域スポーツクラブ」という。）の設立及び運営に関する指導を行うため、文化観光スポーツ部スポーツ振興課に沖縄県広域スポーツセンター専任指導者（以下「専任指導者」という。）を設置する。

(身分)

第2条 専任指導者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 専任指導者は、文化観光スポーツ部スポーツ振興課長（以下「スポーツ振興課長」という。）の指揮監督を受けて、次の業務に従事する。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの設立及び運営に関する指導及び助言に関すること。
- (2) 総合型地域スポーツクラブに関する広報及び啓発に関すること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブの運営者（以下「クラブマネージャー」という。）の養成講習会の開催に

関すること。

(4) その他スポーツ振興課長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 専任指導者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから知事が委嘱する。

- (1) クラブマネージャーの資格を有する者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- (3) 総合型地域スポーツクラブの運営に携わった経験のある者
- (4) その他知事が適当と認める者

2 専任指導者の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、スポーツ振興課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 専任指導者の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 専任指導者の勤務場所は、文化観光スポーツ部スポーツ振興課とする。

2 専任指導者の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、スポーツ振興課長が別に定める。

3 専任指導者の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 専任指導者は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 専任指導者は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専任指導者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 専任指導者は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、専任指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 専任指導者として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、専任指導者に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---